

# 中央三井アセットの

# 年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成21年8月10日  
中央三井アセット信託銀行株式会社  
年金コンサルティング部

## ◆ 確定給付企業年金の財政運営に係る特例的扱い等について ◆

平成21年7月27日付で、「確定給付企業年金の財政運営に関する弾力化措置」についての通知が発出されました。

これは、「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（※）」（平成21年7月27日付 厚生労働省令第134号）にて可能となった「掛金の引上げの猶予」についての具体的な手続き等を示したものです。

（※）平成21年7月27日付「中央三井アセットの年金情報」をご参照ください。

### 【発出された通知】

- 確定給付企業年金の財政運営に係る特例的扱い等について  
（平成21年7月27日付 年発0727第2号）

本通知の主なポイントである「掛金の引上げの猶予」の具体的な手続きについて、別紙の通りポイントをまとめましたのでご参照ください。



## 掛金の引上げ猶予に必要な手続きについて

掛金の引上げ猶予を適用する場合には、以下のとおりとすることが定められました。

➤ 掛金の引上げ猶予の適用にあたり必要となる書類

- ① 財政再計算報告書等
- ② 実施事業所の経営の状況が悪化して事業主が掛金を拠出することが困難であることを示した書類

当該資料における記載項目

1. 実施事業所の経営状況
2. 掛金引上げが困難な理由
3. 猶予の対象である掛金引上げの時期
4. 3の掛金を計算した財政再計算の基準日
5. 猶予の範囲（全部または一部）
6. 備考

➤ 提出先

地方厚生（支）局長宛に届け出ること。

➤ 提出時期

- ・ 掛金の引上げを全額猶予する場合  
掛金の引上げ猶予を行わなければ当該掛金の引上げを行うこととなっていた日の前日
- ・ 掛金の引上げを一部猶予する場合（掛金を一部引上げる場合）  
規約変更の承認申請時（①の提出時）

【参考】掛金の引上げ猶予

次に該当する確定給付企業年金が、実施事業所の経営の状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合には、平成22年4月1日から平成24年3月31日までに実施すべき掛金の引上げの全部または一部を猶予することができる。

- 財政計算において計算した掛金の額が前回の財政計算において計算した掛金の額を上回る場合
- 非継続基準の財政検証の結果、積立不足に伴う掛金の追加拠出が必要な場合

以上

